

令和3年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その10)

| 区 分 | 件 名 | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|-----|-----|-------|-------|------|-------|-----|-----|---|-----|------|-----|-----|--|---|------|--|
| <p>◎予算 (1件) 総務部</p> <p>◎条例案 (11件) 子ども・福祉部</p> | <p>【議案第 89 号】令和3年度三重県一般会計補正予算(第3号) (新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をさらに推進するとともに、感染症の影響を受けた地域経済活動の回復に向けて、事業者の取組を支援する。また、県民サービスの向上等の観点で見直しを進めてきた、県立鈴鹿青少年センター及び県営鈴鹿青少年の森について、より魅力ある施設整備と運営管理を実施するために、民間活力を導入した一体的な整備を進めるための補正予算。約44億円)</p> <p>【議案第 90 号】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p> | <table border="1" data-bbox="762 353 1481 622"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案15件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。 (令和3年7月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 次に掲げる条例の電磁的記録等についての規定を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ② 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ③ 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ④ 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⑤ 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⑥ 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⑦ 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑧ 三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑨ 三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑩ 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>(2) その他規定を整備する。</p> | 予 算 | 1 件 | 議案15件 | 条 例 案 | 11 件 | その他議案 | 3 件 | 認 定 | 件 | 報 告 | 12 件 | 提 出 | 1 件 | | 計 | 28 件 | |
| 予 算 | 1 件 | 議案15件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 例 案 | 11 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他議案 | 3 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認 定 | 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報 告 | 12 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 提 出 | 1 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 28 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--|--|--|
| 医療保健部 | <p>【議案第 91 号】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> | <p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(令和3年8月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の申請等に係る事務を四日市市が処理することとする。 |
| <p>＜参考＞</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p> | | |
| 農林水産部 | <p>【議案第 92 号】 三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案</p> | <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> |
| 医療保健部 | <p>【議案第 93 号】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> | <p>医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(令和3年8月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品の適合性調査等に係る手数料の額を改定する。 |
| <p>＜参考＞</p> <p>「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」については、医薬品及び一部の医薬部外品の製造業が遵守すべき事項が定められており、医薬品の承認時等においては、事業者からの申請に基づき、当該省令への適合性を確認している。今般、当該省令の改正により、新たな遵守事項が追加され、適合性調査項目が増加したことを受け、医薬品承認申請時等適合性調査申請等に係る手数料の増額を行う。</p> | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|---|--|---|
| 総務部 | <p>【議案第 94 号】 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案</p> | <p>半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正 半島振興対策実施地域内において施設又は設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を、令和5年3月31日まで延長する。</p> <p>(2) 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正 過疎地域、過疎地域とみなされる区域等において設備を取得等した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象業種に情報サービス業等を追加し、取得価額の要件を見直すとともに、対象となる設備の取得等の期限を、令和6年3月31日まで延長する。</p> <p>(3) 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正 離島振興対策実施地域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる設備の新設又は増設の期限を、令和5年3月31日まで延長する。</p> |
| 子ども・福祉部 | <p>【議案第 95 号】 三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> | <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設等における就業環境の整備等の規定を整備するものである。 (令和3年8月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救護施設等の設置者に、職場における性的な又は優越的な関係によるハラスメントを防止するため必要な措置を講ずることを義務付ける。 救護施設等の設置者に、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等を義務付ける。 救護施設等の設置者は、非常災害に備えるための訓練を実施するに当たって、地域住民との連携に努めるものとする。 |
| 医療保健部 | <p>【議案第 96 号】 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p> | <p>介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和3年8月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各介護保険者への財政影響に鑑み、財政安定化基金による貸付金の償還期限を特例的に延長した場合における償還の特例を規定する。 |
| <p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○三重県介護保険財政安定化基金の概要 介護保険法第147条第1項の規定に基づき、保険者の介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、設置されている。</p> | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|--|---|
| 県土整備部 | 【議案第 97 号】 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案 | 鈴鹿青少年の森における公募対象公園施設の設置等に当たり、規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) (1) 公募対象公園施設を設置する場合における建ぺい率の特例を規定する。 (2) 指定管理者の指定の特例を規定する。 (3) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を設置する。 (4) 特定事業実施事業者選定委員会を設置する。 |
| 教育委員会 | 【議案第 98 号】 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案 | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に鑑み、過疎地域に係る規定を整備するものである。 (公布の日から施行) |
| 教育委員会 | 【議案第 99 号】 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案 | 三重県立鈴鹿青少年センターにおいて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業を実施するに当たり、規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) (1) 指定管理者の指定の特例を規定する。 (2) 特定事業実施事業者選定委員会を設置する。 |
| 警察本部 | 【議案第 100 号】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、信号機に関する基準を整備するものである。 (公布の日から施行) |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------------------|---|--|
| ◎その他議案 (3件) 地域連携部 | 【議案第 101 号】 財産の処分について | 木曾岬新輪工業団地の処分(売払い) ○ 所在地 桑名郡木曾岬町新輪一丁目12番6 ○ 種目及び数量 土地 28,046平方メートル ○ 金額 617,012,000円 ○ 相手方住所氏名 愛知県名古屋市中村区黄金通 四丁目24番地 大隅株式会社 代表取締役 池之上 勝哉 |
| 警察本部 | 【議案第 102 号】 損害賠償の額の決定及び和解について | 令和3年2月18日、三重県鈴鹿市桜島町三丁目地内に設置していた歩行者用灯器の信号柱が、腐食により倒壊し、隣接するかわぐち脳神経クリニック駐車場の花壇ブロック塀及び植栽を損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 91,300円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--------------------------------|--|---|
| 総務部 | <p>【議案第 103 号】 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について</p> | <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、三重県と東紀州環境施設組合との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。 (事務受託をする団体) 東紀州環境施設組合</p> |
| <p>◎報告 (12件) 農林水産部</p> | <p>【報告第 7 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> | <p>令和2年11月6日員弁郡東員町地内の県道桑名大安線において発生した桑名農政事務所(桑名地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 88,616円</p> |
| 警察本部 | <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> | <p>平成29年4月2日鈴鹿市北玉垣町地内の県道四日市鈴鹿環状線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 98,670円</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------|---------------------------------------|--|
| 警察本部 つづき | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 平成29年9月22日四日市市馳出町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 306,061円 |
| | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和2年7月30日津市久居本町地内の駐車場において発生した厚生課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 294,800円 |
| | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和2年10月20日鈴鹿市下箕田四丁目地内の県道四日市楠鈴鹿線において発生した少年課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 326,867円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------|---------------------------------------|--|
| 警察本部 つづき | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和2年11月11日四日市市日永東三丁目地内の国道1号に おいて発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 585,398円 |
| | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和2年12月3日松阪市京町地内の国道166号において発 生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して 損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 794,741円 |
| | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和2年12月4日愛知県名古屋市昭和区山室町地内の駐車 場において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 30,800円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------|---------------------------------------|--|
| 警察本部 つづき | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和2年12月4日四日市市滝川町地内の国道1号において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 413,956円 |
| | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和2年12月18日鈴鹿市江島台二丁目地内の国道23号において発生した交通機動隊に係る自動二輪車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 545,105円 |
| | 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について) | 令和3年1月12日四日市市川島町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 278,300円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|---|---|
| 県土整備部 | <p>【報告第 8 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理 瑕疵による損害賠償につ いて)</p> | <p>令和2年10月18日伊賀市丸柱地内の県道河合丸柱線にお いて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償 の額について和解した。 損害賠償額 90,403円</p> |
| 教育委員会 | <p>【報告第 9 号】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p> | <p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督 促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p> |
| 総務部 | <p>【報告第 10 号】 議会の議決すべき事件以外 の契約等について</p> | <p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約名称 高速複写機及び付属オプションの 賃貸借契約 ○ 契約金額 38,746,400円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 三重県四日市市久保田2丁目7番5号 デュプロ販売株式会社 三重営業所 所長 加藤 寛克 ○ 契約締結日 令和3年3月5日 ○ 契約期間 令和3年4月1日～令和7年11月30日 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|----------------------|---|
| 県土整備部 | 議会の議決すべき事件以外の契約等について | 地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約 【契約名称】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期事業水処理施設機械設備工事 【履行場所】 四日市市楠町北五味塚 地先 【契約金額】 1,286,450,000円 【契約方法】 一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号 日立造船株式会社 中部支社 支社長 能地 優 【契約締結の年月日】 令和3年3月8日 【契約期間】 令和3年3月8日から 令和6年2月5日まで |
| | 議会の議決すべき事件以外の契約等について | 地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更 【契約名称】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期事業水処理施設建設工事 【履行場所】 四日市市楠町北五味塚 地先 【契約金額】 変更前 4,169,627,000円 変更後 4,987,714,600円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・松岡特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業 所長 横山 英樹 【変更契約締結の年月日】 令和3年3月25日 【契約期間】 令和元年12月20日から 令和5年3月31日まで |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-----|--------------------------------------|--|
| 企業庁 | 議会の議決すべき事件以外の契約等について | <p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 内径1800耗制水弁取替工事(四期・長島) 【履行場所】 桑名市長島町小島地内 【契約金額】 変更前 763,053,500円 変更後 765,274,400円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市大字塩浜4101番地の5 新陽工業株式会社 代表取締役 新井 政智 【変更契約締結の年月日】 令和3年3月19日 【契約期間】 令和2年3月18日から 令和3年3月26日まで</p> |
| 総務部 | 【報告第 11 号】 令和2年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書 | 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-----|--|--|
| 総務部 | <p>【報告第 12 号】 令和2年度三重県一般会計 事故繰越し繰越し計算書</p> | <p>地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。</p> <p><参考></p> <p>○事故繰越し内容・理由</p> <p>①介護基盤整備関係事業費(医療保健部) 新型コロナウイルス感染症の影響による工事の集中に伴い資材不足・労務者不足が生じたことに加え、感染症対策のため作業配置人員を減らす必要が生じたこと等により、工事の施工に不測の日数を要したため。</p> <p>②情報ネットワーク及び行政情報システムの整備と適正な運用事業費(デジタル社会推進局) 新型コロナウイルス感染症の影響により構成部品の一部である液晶パネル及び半導体の需給が世界規模で急速にひっ迫し、生産のための部品調達に不測の日数を要したため。</p> <p>③地方道路整備(改築)事業費(県土整備部) 一般県道阿児磯部鳥羽線(安楽島大橋)橋梁耐震対策工事において、新型コロナウイルスの影響により年度内完成が見込めなくなったため。</p> <p>④海岸高潮対策(海岸)費(県土整備部) 井田地区海岸海岸高潮対策工事において、資材(石材)の入手難により年度内完成が見込めなくなったため。</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|---------|--|-----------------------------------|
| 子ども・福祉部 | <p>【報告第 13 号】 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> | <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p> |
| 農林水産部 | <p>【報告第 14 号】 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> | <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--------------|--|---------------------------------|
| <p>県土整備部</p> | <p>【報告第 15 号】 令和2年度三重県流域下水道事業会計予算繰越計算書</p> | <p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p> |
| <p>企業庁</p> | <p>【報告第 16 号】 令和2年度三重県水道事業会計予算繰越計算書</p> | <p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|---|---------------------------------|
| 企業庁 | <p>【報告第 17 号】 令和2年度三重県工業用水 道事業会計予算繰越計算書</p> | <p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p> |
| 病院事業庁 | <p>【報告第 18 号】 令和2年度三重県病院事業 会計予算繰越計算書</p> | <p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------|--|---|
| ◎提出 (1件) | 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p><参考></p> <p>○法人名 三重県土地開発公社、(公財)三重県下水道公社、(公財)三重県動物管理事務所、 (公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、(公財)三重県農林水産支援センター、 (公財)三重県水産振興事業団、(公財)暴力追放三重県民センター</p> </div> | 地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2の規定により、三重県土地開発公社など8法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。 |